

資料⑤

「居宅療養管理指導」(利用者用)

年 月

## 在宅療養生活のポイント

あなたの主治医は、私、

です。

居宅療養管理指導とは 介護保険サービスの **トータルサポート** です。

介護保険サービスを利用するには、介護支援専門員(ケアマネジャー)にケアプランを作成してもらうこととなります。よいケアプランを作って介護保険サービスを上手に利用するためには、利用者本人や家族の希望を伝えることはもちろんのこと、ケアマネジャーに対して、日頃からあなたの在宅療養生活を見守っている“主治医”がアドバイスをすることが重要です。

また、介護保険サービスを実際に利用している間も、ケアマネジャーや各サービス担当事業者に対して、あなたのお身体の状態や注意点などをきちんと伝え、よりよいサービスを受けていただくように、サポートしていく必要があります。

これが、主治医の「居宅療養管理指導」の内容です。あなたに対する直接のアドバイスに限らず、あなたを中心とする介護保険サービス関係者をバックアップするのが「居宅療養管理指導」なのです。

今月の訪問日	日	日	日
来月の訪問予定	日	日	日

( ) 月のアドバイス

このアドバイスは、あなたのケアマネジャーにも伝えてあります。

医療機関名

担当医師名

連絡先